

下仁田町地域おこし協力隊員募集要項（農業振興）

業務概要	○業務内容 ・本町で生産された農作物の販路拡大・高付加価値化を目指しPRを行う。 ・生産者への販路拡大等のサポートを行う。 ・農業支援員として各種農家及び農業法人の農作業等に従事し、本町の特産である下仁田葱、蒟蒻及び椎茸等の作物生産に必要な基礎知識や栽培技術を幅広く習得する。 ・集落の一員として、水源保全、環境保全、住民生活支援等の地域活動（自治会活動）に参加する。 ○全協力隊員の共通活動 ・地域活動への参加及び参画（自治会活動、イベント、祭りなど） ・協力隊員同士の連携・協働活動 ・協力隊員向け研修等への参加
募集対象	○以下の条件すべてを満たす方 ・20歳以上50歳以下の方（令和7年4月1日時点） ・三大都市圏及び都市地域等（詳細は総務省HP「地域要件確認表」でご確認ください）に現に住所を有する方で、委嘱後、下仁田町に生活拠点を移し、住民票を異動できる方 ・任期終了後も下仁田町に定住する意欲のある方 ・心身ともに健康で地域になじむ意志があり誠実に職務を行うことができる方 ・行政や地域住民とコミュニケーションが図れ、地域づくり活動に積極的に参加できる方 ・普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方 ・パソコン（ワード・エクセル等）及びSNSで情報発信等の基本的操作ができる方 ・地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方
募集人数	1名
勤務地	下仁田町内
勤務時間	活動先の勤務時間に合わせて活動（原則、1日7時間、月20日勤務とします） ※必要に応じて休日等の勤務になる場合もあります。
雇用形態・期間	○隊員として下仁田町長が委嘱します。 町との雇用関係はありません。 ○任用期間は、委嘱の日から1年間とします。 翌年以降は、活動状況や実績を勘案し1年ごとに更新します。（最長3年間）
給与・賃金等	○月額250,000円 ・賞与、退職金はありません。 ・給与収入として源泉所得税が控除されます。なお、年末調整はされません。 ・所定の活動時間を下回った場合は、その分の報償を減額する場合があります。
待遇・福利厚生	○住居：町で用意します。（住居賃借料、敷金、保険料も町負担） ・原則、町が準備する住居で生活をしていただきます。 ・自己都合により町が斡旋する住居以外に居住する場合は、隊員負担とします。 ・町営住宅及びふるさと定住促進住宅に入居する場合は、町が負担します。 ○通勤手当：必要に応じて支給します。

	○活動経費：業務に必要な備品、消耗品（被服等）、研修費等は可能な限り町が負担します。 ○活動車両：必要に応じて町が借り上げ、隊員に貸与します。 ○健康保険及び国民年金保険は隊員の負担になります。 ○業務遂行に支障とならない範囲で副業は可能です。 ○任期終了後、町内定住・起業する場合に起業支援制度有り（上限100万円） ○協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
申込受付期限	令和7年8月29日まで ※応募状況により、募集を早期に締め切る場合があります。
審査方法	○応募書類 下記の方法により、①～③の書類を提出してください。 なお、応募書類は返却しません。 ①下仁田町地域おこし協力隊応募用紙（様式1）：1通 ②住民票抄本（応募前1カ月以内に取得、現在の状況を証明するもの）：1通 ③運転免許証（写し）：1通 ○応募方法 持参、又は郵送 ・持参する場合：受付時間 9時～17時 ※土日祝日を除く ・郵送する場合：申込受付期限までに下仁田町役場で受付確認ができるよう余裕を持ってお送りください。 ○応募先 〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 番地 下仁田町役場農林課農業係 TEL:0274-64-8806 Mail:nougyo@town.shimonita.lg.jp ○選考方法 (1) 第一次選考：書類選考のうえ、結果を送付いたします。 (2) 第二次選考：第一次選考合格者を対象に面接を実施します。 (3) 最終結果：文書で対象者に通知します。 ※面接会場までの交通費等は応募者負担とします。
問合せ先	下仁田町役場 農林課 農業係 〒370-2601 群馬県甘楽郡下仁田町大字下仁田 682 TEL：0274-64-8806 FAX：0274-82-5766 MAIL：nougyo@town.shimonita.lg.jp